

SKY BANK 借換専用カーライフプラン

令和 5年 7月 3日現在

商品名	SKY BANK 借換専用カーライフプラン (オリентコーポレーション)
1. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方<ul style="list-style-type: none">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方・申込時の年齢が満18歳以上、完済時の年齢が満76歳未満の個人の方・安定継続した収入のある方・(株)オリентコーポレーションの保証を受けられる方
2. お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・申込人が借り入れた自動車購入等資金の借換資金<ul style="list-style-type: none">① 借換えるローンは、申込人本人のものに限ります。② 借換えるローンは、金融機関（自金庫含む）、信販会社（自動車メーカー系を含み、消費者金融業は除く）からの借り入れたローンに限るものとします。
3. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none">・10万円以上1,000万円以内（1万円単位） （20歳未満の方は300万円以内）・ただし、借換対象ローン残高の範囲内とします。
4. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none">・15年以内（1か月単位）（元金返済据置期間（利払いのみ）最長6か月を含む）とします。
5. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none">・証書貸付
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・固定金利<ul style="list-style-type: none">プレミアムレート：年2.50%（保証料含む）ファーストレート：年2.77%（保証料含む）セカンドレート：年3.27%（保証料含む）サードレート：年3.60%（保証料含む）※ご融資利率は、保証会社の審査により決定します。・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・毎月元利均等分割返済とします。・申込金額の50%以内の元金について6ヶ月毎のボーナス併用返済ができます。・返済日は任意の指定日とします。
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none">・原則として不要です。
9. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none">・株式会社オリентコーポレーション・保証料はご融資利率に含まれております。

<p>10. 必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※ 健康保険証の場合は、住民票抄本や公共料金の領収書等、本人確認のための追加的書類が必要となります。 ※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ※ パスポートは住所記入欄（所持人記入欄）のあるものに限ります。 ・ 年収確認書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 融資金額500万円以内の場合 原則として不要です。ただし、保証会社が条件とした場合は②の書類が必要となります。 ② 融資金額501万円以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> （ア） 給与所得者は、源泉徴収票・給与証明書・所得証明書 （イ） 個人事業者は、納税証明書（その1・その2）・確定申告書2期分 ・ 資金使途確認書類 融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類 （残高証明書、返済予定表等）
<p>11. 手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3,300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。
<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金は、原則として借入先に振込させていただきます。 ・ 保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫